

北九州市洋上風力O&M競争力強化事業に係る補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市洋上風力O&M競争力強化事業に係る補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金交付に関し、必要な事項を定める。

(暴力団等との密接関係者)

第2条 要綱第3条第6号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団員が事業主または役員となっている者。
- (2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。
- (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者。
- (5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。
- (6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。
- (7) 役員等が、暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

(交付申請書の提出)

第3条 要綱第6条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 申請企業概要
- (3) 事業計画書
- (4) 経費明細書
- (5) 受講予定者名簿
- (6) 役員名簿
- (7) 暴力団排除に関する誓約書
- (8) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
- (9) 市税の納税証明書（市税に滞納がないことの証明）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第4条 要綱第7条に規定する決定の通知は、補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。なお、不交付の決定の通知は、補助金不交付決定通知書（第9号様式）によるものとする。

（補助対象事業の変更）

第5条 補助事業者は、交付決定後、補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）及び経費の変更（30%未満の軽微な増減を除く。）がある場合は、あらかじめ、補助対象事業変更承認申請書（第3号様式）に必要があれば変更の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、市長にその承認を受けなければならない。なお、変更の承認又は不承認の通知は、補助対象事業変更承認（不承認）通知書（第8号様式）によるものとする。

2 前項の場合において、補助対象経費が計画の変更により増額になった場合は、当初の交付決定額を上限として補助金を交付する。

（申請の取下げ）

第6条 要綱第8条に規定する申請の取下げは、補助金交付申請取下げ届（第4号様式）によるものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 要綱第9条に規定する完了時の報告は、補助金実績報告書（第5号様式）によるものとする。

2 要綱第9条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- （1）事業報告書
- （2）経費明細書
- （3）受講者名簿
- （4）訓練等を証明する書類
- （5）訓練等に要した費用の納付を証明する書類
- （6）その他市長が必要と認める書類

（確定通知書の通知）

第8条 要綱第10条に規定する確定の通知は、補助金交付確定通知書（第6号様式）によるものとする。

（交付決定の取消等の通知）

第9条 要綱第11条に規定する取消の通知は、補助金交付決定取消通知書（第10

号様式) によるものとする。なお、取消の通知及び返還命令は補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(第11号様式) によるものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条の通知を受け、補助金の交付を請求するときは、別に定める補助金交付請求書に係る書類を添えて、補助金交付確定通知書で定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(帳票類の整理保管義務)

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る会計帳票類を備え、事業年度終了後5年間、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

(調査)

第12条 市長は、補助対象事業の適正な執行などを確認する必要があるときは、現地調査を実施することができる。

付 則

この要領は、令和7年5月12日から施行し、令和7年度予算に基づき実施する事業に適用する。